

令和6年9月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

## ローラーの運転業務に係る特別教育のご案内

ローラーとは、建設工事に使用される締固め機械で、道路やダムなどの盛土の締固めなどに用いられます。具体的には、ロードローラー・タイヤローラー・振動ローラー・ハンドガイドローラー及びタンパなどです。

締固め機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に労働者を就かせるときは、安全衛生のための特別教育を行わなければなりません。

（労働安全衛生規則第36条第10号の業務、安全衛生特別教育規程第12条）

### 記

1. 対象者 受講要件は特にありません。
2. 主な対象機械 締固め用機械（ローラー）で、特に機械の大きさや質量に制限はありません。  
\*ローラーの公道走行には、特殊自動車運転免許証などが必要です。
3. 日時 学科 令和6年11月25日（月） 8：50～16：10  
実技 令和6年11月26・27・28日（火・水・木）  
のいずれか半日  
午前の部 8：30～12：30  
午後の部 13：00～17：00  
令和6年11月29日（金） 午前の部

#### 4. 教育内容

		科目	教育時間
1日目	学科	ローラーに関する知識	4時間
		運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
		関係法令	1時間
2日目(半日)	実技	ローラーの運転方法	4時間

5. 場所 山口県商工会館6階大会議室 山口市中央4-5-16
6. 定員 70名（定員になり次第締め切ります）
7. 受講料 受講料 17,600円  
テキスト代 建災防山口県支部会員 0円（2号会員は除く）  
非会員 1,397円
8. 修了証の交付 2日間全科目を受講された者に修了証を交付します。
9. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防各分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。  
受講申込書は当支部のHP（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。